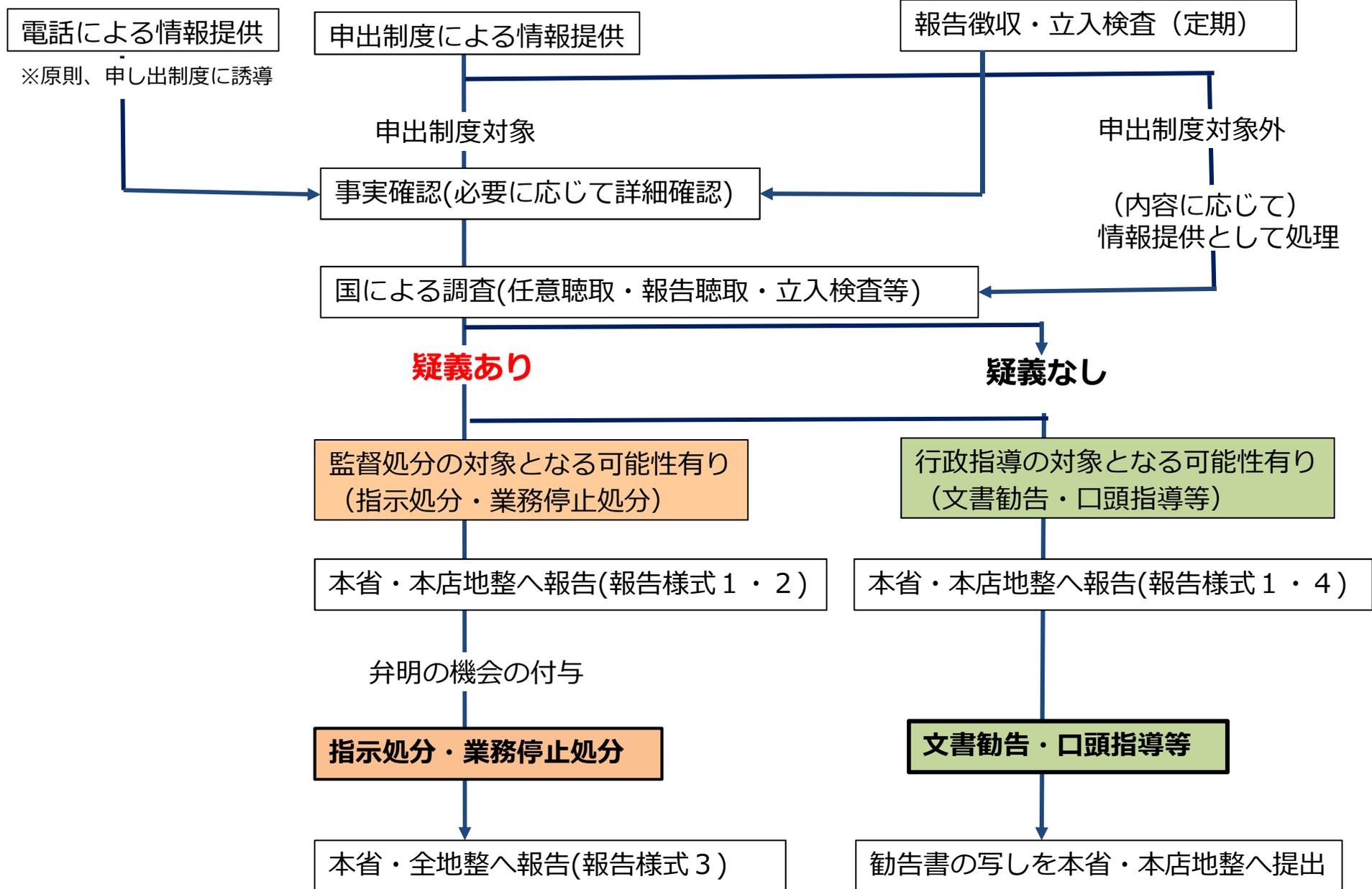


監督処分の決定に至るプロセス（サブリース）



指示処分・業務停止処分に係る基本的な考え方

違反行為

特定転貸事業者及び
勧誘者（個人オーナーも含む※）

<考慮要素>

- ・ 態様の悪質さの程度（暴力・詐欺的態様等）
- ・ 損害の有無、損害の程度

指示

業務停止

必要と認められる場合

◆業務停止処分が課されると考えられる例◆

・ 行為態様が悪質な事例

⇒ 勧誘時に、面会を強要したり拘束するなどして相手方を動揺させるような行為を常習的に行っている場合 など

・ 大きな実損が発生している事例

⇒ 全国展開する業者が重説時に賃料減額リスク等の説明をせず事後大きく賃料が減額し、全国的なトラブルとなり社会問題化した場合 など

※たとえ個人オーナーであっても本法の勧誘者に該当する。そのうえで当該個人オーナーに監督処分等が課されるかは、違反行為の態様の悪質さ、関与の度合いなど諸般の事情を総合的に勘案し、判断することとなる。

基本となる処分

軽減

指示に軽減

- ① 損害に対する補填の内容が合理的かつ対応が誠実である場合
- ② 直ちに違反状態を是正した場合 等

業務停止日数を3/4に軽減

- ① 損害が発生し、又は発生が見込まれる損害の程度が軽微である場合
- ② 損害の一部又は全部を補填した場合（上記②を除く）

加重

業務停止日数を3/2に加重

- ① 行為の態様が特に悪質である場合
- ② 損害が発生し又は発生が見込まれる損害の程度が特に大きい場合 等

情状による加重・軽減

指示

業務停止

指示
(業停からの軽減)

業務停止
(日数軽減)

業務停止
(日数加重)

違反行為に対する
処分内容の決定

加重

業務停止日数を
3/2に加重

違反者の常習性による
加重(再犯加重)

処分内容決定